
第3章

街頭補導Q&A

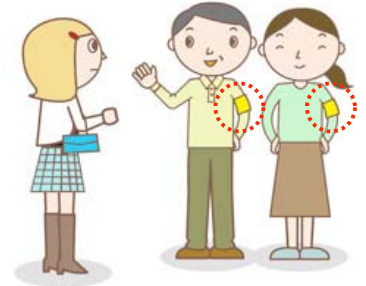



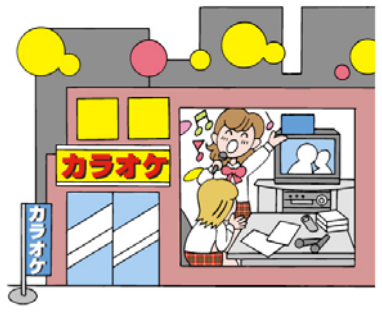

街頭補導Q&A



少年警察ボランティアが街頭補導を行う場合、具体的な指導・相談のための技術を身につけ、どんな状況においても的確に判断し行動できることが大切です。また、ボランティアとしての立場を理解し、できる範囲内で活動することも重要です。



No.	Q	A
1	街頭補導の目的は？	不良行為少年などを発見して、その少年に注意助言等を行うことにより、少年の非行や被害を防止することです。注意したり叱ったりするだけでなく、良いところを発見した時には褒めたり励ましたりするようにしましょう。
2	住民から不審者と間違われなないようにするには？	<p>日頃から広報啓発活動等を行い、地域住民に対して少年警察ボランティア活動について理解していただくことが大切です。</p> <p>また、活動中には腕章を付けるなど、少年警察ボランティアであることが一目で分かるように工夫することも良い考えです。</p> <p>複数で活動すれば、こうした誤解も生じにくいと思われれます。</p>
3	少年に反抗されないようにするには？	<p>街頭補導の実施に当たっては、まず自然な態度であいさつし、その後、すぐに少年警察ボランティアであることを告げ、相手に不信感や警戒心を持たせないようにしましょう。</p> <p>少年は、集団でいる時や女子少年がいる時には、虚勢を張り、粗暴になることがあります。できるだけ個別に話をするようにしましょう。</p> <p>少しでも危険を感じた場合には、無理をしないでその場を離れ、警察署や交番等に連絡してください。</p>
4	少年に声掛けして逃げられた場合の対応は？	<p>無理をして追いかけはいけません。次の機会を待ちましょう。</p> <p>逃げることに気を取られた少年が、交通事故などに遭わないよう、周囲の状況にも気を配ることが必要です。</p>



No.	Q	A
5	少年が一人の時と複数の時の注意点は？	<p>相手が一人の場合は、相手を萎縮させたり、刺激したりしないよう、少人数で声掛けを行うよう心がけ、逆に少年がグループの場合は、必ず複数で、できる限り警察官に協力を求めた上で、声掛けを行ってください。少年がグループの場合、少年たちを少人数に分けてから話を聞くと効果的です。</p> <p>いずれの場合でも、無理をせず、自らの身に危険が及ばないように注意してください。</p> 
6	周囲に人が多く、少年の気持ちを考えると声を掛けにくい。このような場合の対応は？	<p>少年に補導員であることを告げ、人目の少ない場所等へ移動するか、短時間で補導を切り上げるなど、少年の自尊心や羞恥心に配慮しましょう。</p>
7	ゲームセンターやカラオケ等に出入りしている少年に注意をする場合に気を付けることは？	<p>補導活動を行う際には、まず店舗の責任者に事前に同意と協力を得ることが必要です。</p> <p>また、少年が料金を払って遊興している場合には、ゲームが終わるまで待つ、不良行為少年のみを室外に出すなど、少年の立場にも一定の配慮をしましょう。</p> 
8	少年が派手な服装や頭髪であった場合、注意をした方がいいのか？	<p>大人が見てだらしのない服装等であっても、少年には重要な自己表現方法ですので、否定されたと受け取られるような発言は慎んだ方がよいでしょう。</p> <p>頭から批判的、軽蔑的な言動をもって接している場合は、少年の大人への不信感を助長させかねません。</p> <p>服装よりも、少年の行動に問題がないかどうかといった観点の方が重要です。</p> 

No.	Q	A
9	少年が万引きをしているのを発見した場合の対応は？	<p>万引きやシンナー吸引などを発見した場合には、無理に捕まえようとせず、店の人や警察にすぐに連絡してください。また、必要上、少年に声掛けをする時も、不用意に少年を刺激しないようにするほか、少年との距離を取るなど、双方に怪我などのないよう注意してください。</p> 
10	補導した少年の住所・名前等を聞く必要はあるか？	<p>少年警察ボランティアは、相手の了解のもとで活動を行います。具体的には、不良行為少年を発見した場合には、声掛け、質問、注意、助言、激励等を行うこととなりますが、強制的に名前・住所等を聞き出したり、持ち物を調べたり、取り上げたりする権限はありませんし、その必要もありません。</p> <p>なお、活動の中で知り得た少年の個人情報に関しては、秘密の保持が必要です。たとえ自分の家族に対しても、絶対に漏らさないように注意してください。</p>
11	少年の非行防止上、所持させておくことが適当でないと思われる物品を発見した場合の対応は？	<p>その場で所持品を取り上げようとしたりせず、今後所持しないように指導した上で、安価なものは少年の同意を得た上で廃棄するよう指導し、高価なものや保護者の持ち物と思われるものは保護者に返還するよう指導して下さい。</p> <p>なお、一定の大きさの刃物や薬物など所持が禁止されているものについては警察官に連絡してください。</p> 
12	少年の家庭・学校・職場等へ連絡しなければならない場合の対応は？	<p>その場の注意等では目的が達せられず、家庭・学校・職場等へ連絡する必要がある場合には、あらかじめ少年にその旨を伝えておきます。何も言わなかったり、少年へ「連絡しない」と約束したりした上で連絡した場合には、少年の不信を招き、逆効果となることが多いので注意が必要です。</p> 